

## 会費の改定を提案しますのでご理解をお願いします。

### 1. 会費改定額と実施時期

会費の改定を本年5月の第47回定時総会に提案し会員の皆様のご承認を得た後、現行の在宅会員の年会費4,000円を入所会員と同額の5,500円(1,500円増)にして、入所・在宅会員ともに一律5,500円とし、平成23年4月から実施いたしたいと存じます。

### 2. 改定の理由

会費改定の理由と必要性は次の4点であります。

ア) 会費の改定は昭和63年に1,000円増額改定して以来、22年間据え置かれてきました。

このため、近年の協会運営は極めて厳しい環境にあり、運営経費の基本である一般管理費を賄うことにもかなり不足が生じて、経費の徹底節減と寄付金や賛助会費を充当せざるを得ない不安定な状況が続いてきました。

この間、わが国の経済は不況で低迷し団体や個人の皆様の寄付や賛助金も極めて厳しい状況になっています。

イ) 研究の進歩で近い将来、遺伝子治療分野で治験が実施される期待が大きくなってきました。これに対処して当協会は当事者団体として国立精神・神経センターと連携しながら「神経・筋疾患医学情報登録・管理機構」を設立して鋭意準備を促進してまいりましたが、今後運営の的確化を図るためにも新たな経費が必要になっています。

ウ) 国は一昨年12月から公益法人制度改革を導入し、これに基づき施行から5年以内に移行認可の申請手続きを完了しないと現在の法人格を失います。このため、来年度を目途に申請の準備を進めますが、新しい制度になりますと法律に則り更に厳正的確な運営を推進しなければなりませんので、事務局体制の更なる強化が求められ経費増加も予想されます。

エ) 今まで入所と在宅で会費が異なっていましたが、同じ会員であるから同額の会費にすべきと言う会員の方々からの要望もあって、この格差を解消する時期にきたものと思います。このため、時節柄在宅会員の方々には恐縮ですが、1,500円増額して入所の方々と同額にさせていただきたく是非ご理解をお願い申し上げます。

### 3. 運営経費の内訳

協会は福祉団体として会員の皆様のための各種の事業活動を推進しており、いろいろの経費がかかります。

その中の一つが「一般管理費」で協会を維持運営するための不可欠な基本経費であります。このほかに、会員の皆様の福祉向上を目指すための様々な活動費や全国大会費・会議費や各種補助事業費等があります。これらの経費は合計で年間約1,600万円かかります。

これに対して皆様が納めていただく会費の実質収入は約800万円(支部助成金還元後)で所要経費の半分程度であります。不足分については賛助会費や寄付金に依存している現状です。

この度の改定は、協会運営の維持経費である「一般管理費」を賄えるよう最小限の増額についてお願いをするものであります。

一般管理費は、概算で年間約1,100万円となりますが、主な内訳は職員5名の人件費が約750万円、事務所の家賃が約220万円、諸経費(交通費・通信費・事務用品費など)が約130万円であり、これまで出来る限りの経費削減に努めてきましたが、固定的経費である人件費と家賃が90%と大半を占

めていますので、その他経費の節減だけでは限界があります。

現在職員は5名で執務していますが、この内常勤者は2名で、3名は非常勤者でありますので、常勤に換算すると実質3名程度の少ない戦力で、幅広い業務（補助事業の申請、報告書の点検並びに補助団体との打ち合わせ、会報の企画編集発行業務・各所への送付、ホームページの作成、経理処理・出納業務、大会・理事会など会議の資料作成と設営、理事長・役員の手配による業務処理、会員や外部からの相談並びにその他の諸業務）を処理しており極めて多忙な状態が続いている現状です。

以上の状態を踏まえて、協会の円滑な運営のため一般管理費を賄える最小限の会費の値上げが必要でありますので、是非ご理解ご協力をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

### 一般管理費支出と年会費収入の現行及び改定案比較（予想）

一般管理費（職員人件費・事務所賃料・交通費・通信費他）
1,100万円

（現行）

年会費収入（在宅4,000円、入所5,500円）	不足額 （約280万円）
820万円	

（改定案）

年会費収入（在宅・入所とも一律5,500円）
1,120万円

（注）1. 会費収入は、支部助成費を除く協会本部の実質収入予想額です。

2. 一般管理費以外にも必要経費がかかりますが、賛助会費や寄付金などを充当するとともに、経費削減と新規会員の拡大に努めます。